

大町市奨学金奨学生募集要項

1 趣旨

この奨学金は、高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校高等課程及び専修学校高等課程を含み、通信制の課程を除く。以下「高等学校等」という。)又は大学(短期大学、高等専門学校専門課程及び専修学校専門課程を含み、大学院及び通信制の課程を除く。以下「大学等」という。)に在学する人で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な人に奨学金を貸与するものです。

2 奨学金の種類と出願資格

(1) 一般奨学金(貸与型)

一般奨学金は、高等学校等又は大学等に在学する人で、次に掲げる要件を備えている人に貸与します。

- ① 市内に居住し、又は生活の根拠を有していること。
- ② 成績が優秀であること。
※前年度の成績が学校の平均水準以上であること。
- ③ 品行方正であること。
- ④ 経済的理由により修学が困難と認められること。
※前年1年間の家計収入が1,100万円以下(4人世帯の場合)程度であること。日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準に準ずる。
- ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構、県その他の団体から別に学資等の貸与を受けていないこと。

(2) 特別奨学金(給付・償還免除型)

特別奨学金は、大学等に在学する人で、次に掲げる要件を備えている人に貸与します。

- ① 市内に居住し、又は生活の根拠を有していること。
- ② 前年度の学業成績証明書において5段階評価で、平均4.0以上であること。
- ③ 品行方正であること。
- ④ 経済的理由により修学が特に困難と認められること。(次の基準のいずれかに該当すること。)
 - (ア) 出願者又は親権者が個人事業税の減免を受けている場合
 - (イ) 出願者及び親権者が市民税非課税である場合
 - (ウ) 出願者又は親権者が市民税の減免を受けている場合
 - (エ) 出願者又は親権者が固定資産税の減免を受けている場合
 - (オ) 出願者又は親権者が国民健康保険税の減免を受けている場合

- (カ) 出願者及び親権者が国民年金の掛金の減免を受けている場合
- (キ) 出願者又は親権者が児童扶養手当を受給している場合
- (ク) 出願者又は親権者が生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている場合
- ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構、県その他の団体から別に償還を要しない学資等の給付を受けていないこと。
- ⑥ 出願者が卒業後6か月後から起算して貸与期間の倍の期間、市内に居住する予定であること。

3 募集人数

- (1) 一般奨学金 3名程度
- (2) 特別奨学金 3名程度

4 貸与額

高等学校等に在籍する生徒は、月額15,000円以内、大学等に在籍する生徒は、月額30,000円以内を貸与します。

5 貸与期間

奨学金の貸与を受ける期間は、その学校における正規の修業期間内となります。

6 出願期間

毎年6月1日から6月30日まで（必着）

7 出願方法

出願期間内に次の書類を大町市教育委員会学校教育課へ提出してください。

- (1) 奨学生願書
- (2) 出願者及び親権者の属する世帯の世帯員全員の所得証明書
- (3) 奨学生推薦調書
- (4) 学業成績証明書
- (5) 特別奨学金を出願する人は、「2 奨学金の種類と出願資格(2)④」を証明する書類

※(1) 奨学生願書と(3) 奨学生推薦調書は、規定の様式を使用していただくため、大町市教育委員会学校教育課（大町市役所3階）に取りに来ていただくか郵送でご請求ください。

8 書類記入上の注意

- (1) 奨学生願書
 - ア 出願者本人の自筆（ボールペン又は万年筆）で記載してください。
 - イ 在籍学校名、学年は省略することなく正確に記載してください。

ウ 電話番号は、固定電話のほか携帯電話を所持している場合は記載してください。

(2) 所得証明書

出願者及び親権者の属する世帯の世帯員全員分（18歳未満を除く）の所得証明書を提出してください。所得証明書は、出願時点で最新のものを提出してください。

(3) 奨学生推薦調書

出願時在籍している学校で記入してもらってください。生徒の在籍期間が短く成績概評の記載が困難な場合は、空欄で結構です。出欠状況は、出願時点までのものを記載してください。

(4) 学業成績証明書

前年度在籍している学校（前年度学校に在籍していない場合は、最終在籍校）で取得してください。学校で厳封をお願いします。

9 採用通知等について

採用、不採用の決定通知は、当年度の8月中旬頃までに、出願者全員に郵送します。選考に当たっての審議内容は非公開とします。

選考に係る個人情報等は部外秘として、大町市教育委員会において厳重に管理します。なお、出願書類は返還しません。

10 奨学金の償還について

奨学金の貸与終了後6か月後から、貸与期間の倍の期間で奨学金を返還していただきます。利息は付きません。

特別奨学金の貸与を受けた者は、貸与期間の倍の期間、市内に居住すると奨学金の償還が免除されます。

11 その他

奨学金の給与方法や手続きについては、採用者に別途連絡します。

【郵便物のあて先】

〒398-8601

長野県大町市大町3887番地

大町市教育委員会 学校教育課庶務係

【問い合わせ先】

大町市教育委員会学校教育課庶務係

電話 0261-22-0420（内）611

e-mail gakkou@city.omachi.nagano.jp